

行政管理局

Administrative Management Bureau

行政管理局

企画調整課
調査法制課
管理官



Mission

行政管理局は、各府省共通のルールの適正な運用の確保と、社会の変化に応じた行政運営の在り方そのものの変革に一体的に取り組み、時代の要請に応じた行政の実現を目指しています。

- ・国民の権利保護及び行政の公正性の確保・透明性の向上のため、通則法制の適正な運用を確保
- ・社会の急速な変化と公務の課題の複雑化に対応するための、行政運営の変革の推進
- ・国の政策実施機能の向上のため、独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を確保

行政通則制度の企画立案、適正運用の確保

行政機関が守るべき共通の制度の企画・立案を行っています。行政運営における公正性の確保や透明性の向上を図る行政通則制度として、以下の法令を所管しています。

行政手続法と行政不服審査法

行政機関は、パスポートの発給などの許認可や不適切な事業を行う事業者への営業停止命令など、国民の権利利益へ影響を及ぼす「行政処分」を行っています。

「行政手続法」は、行政機関の恣意的な判断による行政処分により国民の権利利益が侵害されることを未然に防止するため、行政処分等を行うに当たって行政機関が守るべき共通のルール（審査基準の策定、理由の提示、聴聞手続等）を定めています。

「行政不服審査法」は、違法、不当な行政処分により権利利益が侵害された場合に、行政機関に対し不服を申し立て、救済を求める制度を定めています。本制度には、裁判所で行われる行政訴訟に比べ手続が簡易・迅速で、手数料が不要というメリットがあります。

→ 法の狙いや制度趣旨を浸透させ、定められた手続が適切に行われるよう、行政機関向けのガイドライン整備や研修実施のほか、制度を利用する国民に対する情報提供の充実を図っています。

情報公開法

国民に開かれた行政の実現を図るため、行政機関の職

員が組織的に使うものとして保有している文書や電子データなどについて、誰でも開示を求めることができる権利やその手続を定めています。開示請求の件数は、制度施行から20年あまりの間、増加傾向であり、直近（令和4年度）では19万件に及んでいて、行政機関の活動を国民に説明するための制度として定着していると言えます。

→ 開示請求件数が増加する中、引き続き各行政機関における適正な運用を確保するとともに、請求への対応等がスムーズになされるよう、情報公開事務のデジタル化や効率化にも取り組んでいます。

調査研究、国際機関等との連携

AIを始めとするデジタル技術の活用などによる社会の変容や行政を巡る課題の変化を受けて、将来の行政一般の基本となる制度に関して、行政学・行政法などの研究者とのネットワークを活用しながら、短期から中長期まで幅広い課題についての調査研究に取り組んでいます。

また、OECDや国際行政学会などの国際会議への出席、ベストプラクティスの共有等を通じて国際機関等と連携することで、日本の行政を俯瞰しつつ、日本の行政に関する情報の発信、海外の最新の理論及び実践に関する情報収集に努めています。

行政運営の変革の推進

人口減少への対応策として社会全体の生産性向上が課題となる中、行政においても、業務の非効率を是正してより付加価値の高い業務に資源を投入できる環境を整えることが重要となっています。また、現在の行政では1つの課題がほかの課題と相互に関連しており、単一の解決策では対処できない複雑高度な課題への対応が必要となっています。

こうした背景を踏まえ、行政管理局では、行政運営の変革を推進するため、次のような取組を行っています。



各府省横断で開催したワークショップの様子

変革プロジェクトの実践

行政管理局では、変革を行おうとしている府省とともに変革プロジェクトを立ち上げ、様々な手法を用いながら実践することで、各府省の変革を支援しています。例えば、法令の立案業務の見直しに関するプロジェクトでは、現場の担当者を含めた府省横断的なコミュニティを形成し、その中で課題の発見、解決方法の検討を行うなど、関係者との共創的アプローチによる変革に取り組んでいます。また、庁舎内スペースの新たな活用方法を構想するプロジェクトでは、同じ庁舎内の省庁の職員とともに「未来の働き方」を考えるワークショップを開催し、「未来の兆し」から「実現したい姿」について考える未来洞察の手法を用いてコンセプトをまとめ上げ、コワーキングにも活用できる多目的エリアオープンに結びました。

また、新たなビジネスチャットツールの業務への活用法について、先行導入を踏まえた知見を含めてセミナーを行うなど、デジタルツールに関する情報発信や導入支援も行っています。

変革ノウハウのナレッジ化・情報発信

これまでの変革プロジェクトの実践や国内外のレポート・取組事例等の内容を体系化することで、行政運営の変革のための知見・ノウハウを各府省が活用しやすい形でナレッジ化し、情報発信を行っています。

さらに、これらのナレッジを活かし、各府省に対して研修を実施するなど、行政運営の効率化や質の向上に係る人材育成事業を行っています。

独立行政法人の適正かつ円滑な運用の確保

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として導入されました。政策実施機能の一部を主務省（各独立行政法人を所管する府省庁）から分離し、独自の法人格を与えることで、業務の質の向上や効果的な政策実施を図ること等を目的とする制度です。独立行政法人の業務運営は、主務大臣が与える目標に基づき各独立行政法人の自主性・自律性の下に行われるとともに、事後に主務大臣がその業務実績について評価を行うこととされています。

行政管理局は、各府省が独立行政法人を新設したり、既存の独立行政法人が担う業務を追加したりする際に、その妥当性について審査を行っています。また、主務大臣による目標策定・業績評価が客観的かつ厳正に行われるよう、政府統一の指針を定めるなど、独立行政法人に共通する制度の設計等に取り組んでいます。

さらに行政管理局は、独立行政法人評価制度委員会の事務局も務めています。この委員会は、第三者機関としての立場から主務大臣の行う目標策定や評価を点検する役割を担います。その際、単なる点検や監視といった受動的な役割にとどまるのではなく、社会環境の変化へ

の柔軟な対応や新たな価値実現を果たすDXの推進など、各独立行政法人に横断的に求められるような対応を促進・支援し、独立行政法人の政策実施機能が最大限発揮されるよう積極的に活動しています。その一環として、独立行政法人の業務運営の参考となるよう、DX推進、内部統制強化、効果的な情報発信、研究成果の社会実装推進に関する取組など、独立行政法人が創意工夫を凝らして業務成果を上げているような先進的な取組を収集し、発信しています。また、委員会の取組を主務省と独立行政法人に周知し、独立行政法人の先進的な取組事例をさらに積極的に発信する場として、「独立行政法人シンポジウム」を開催しています。



「独立行政法人シンポジウム」パネルディスカッションの様子